

建築物の 解体等の作業における石綿対策

石綿障害予防規則の概要

石綿は、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは建材として建築物に使用されましたが、今後これらの建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

石綿含有製品のうち建材、摩擦材及び接着剤については、既に製造、使用等が禁止されていますが、さらに、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則を制定し、**平成17年7月1日**より施行することとしました。



石綿について

石綿（アスベスト）の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。

① **石綿肺**（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

② **肺がん**

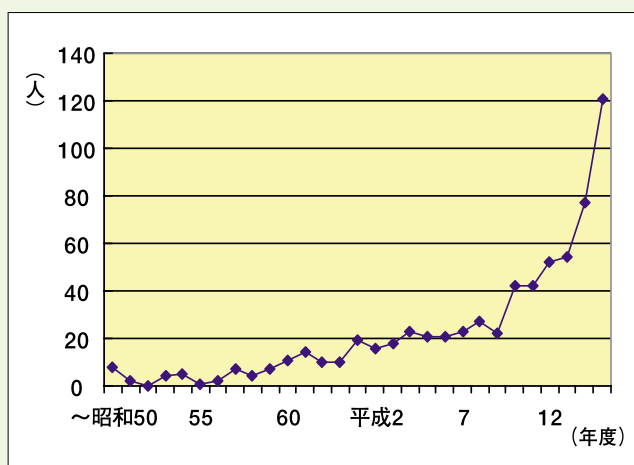
肺にできる悪性の腫瘍です。

③ **胸膜、腹膜等の中皮腫**（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

これらの疾病については、石綿粉じんを少量吸い込んでも発症する可能性があり、また、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が相当長いこともあります。

石綿にさらされる業務による職業がんの労災補償状況



石綿による中皮腫、肺がんの労災認定者数は、年々増加しています。

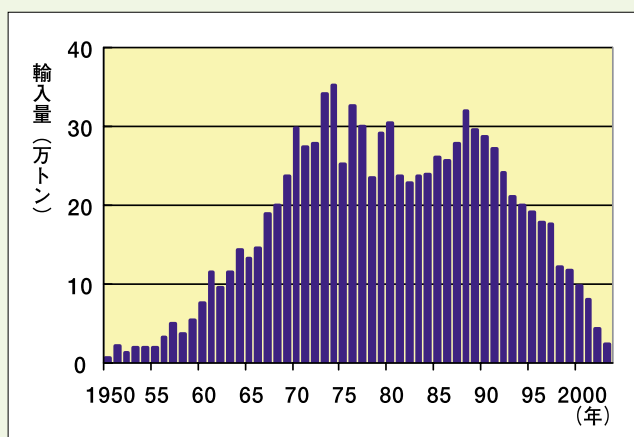
以下のような作業で労災認定されています。

① 石綿が吹き付けられていた建物を解体するハツリ作業

② 石綿製品を用いた炉などの施設における断熱材・保温材の補修作業

そのほか、直接石綿を取り扱う作業に従事していなかった者が、周辺の作業により、間接的なばく露を受けた場合にも労災認定されています。

石綿の輸入量の推移



石綿は、耐熱性、耐摩耗性等に優れた性質を有しており、さまざまな用途に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。

1970年から1990年にかけて多くの石綿が輸入されており、この時期の建築物には石綿製品が多く使用されています。

石綿製品については、ほぼ使用等が禁止されていますが、今後石綿製品を使用した建築物の解体が増加します。